

入札公告

件名 公用車賃貸借契約に係る一般競争入札の公告

(子ども生活福祉部 北部福祉事務所)

沖縄県北部福祉事務所が使用する公用車の賃貸借契約に係る一般競争入札(以下「入札」という。)について、次のとおり公告する。

令和元年5月10日

沖縄県北部福祉事務所長 宮城 朝雄

1 入札に付する事項

- (1) 件名 公用車の賃貸借契約
- (2) 契約の内容 入札説明書、契約書案及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和元年7月1日から令和6年6月30日まで。本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削減があった場合には、本契約は解除する。
- (4) 引渡の場所 沖縄県北部福祉事務所(沖縄県名護市大中2-13-2)

2 入札書の提出場所等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年5月23日(木曜日) 午後2時
沖縄県北部福祉事務所 2階多目的室
- (2) 入札書の提出方法 入札書は、入札の日時までに入札書の提出場所へ持参すること。郵送、電報及び電送による入札は認めない。

3 入札参加資格

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者で、本件入札に係る競争入札資格者名簿(以下、「名簿」という。)に登載されているものとする。

- (1) 営業年数が平成31年4月1日現在において3年以上ある者であること
- (2) 沖縄県内に本社、支社、支店、営業所等を有すること
- (3) 車両の賃貸に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること
- (5) 次に掲げる者でないこと

ア 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)を利用するなどしている者。

イ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (6) 沖縄県から令第167条の4第2項に基づき入札に参加させない措置を受けている者でないこと。

4 入札参加資格確認提出書類

名簿への登録を希望する者は、次に掲げる書類を令和元年5月17日（金曜日）までに直接沖縄県北部福祉事務所生活保護班へ持参することとし、その審査結果は令和元年5月21日（火曜日）までにFAX及び郵送で通知する。なお、結果通知後に「3 入札参加資格」の各号に該当しないことが判明したときは、入札参加資格を取り消すものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 法人にあつては、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書及び登記されていないことの証明書

エ 申請する直近の貸借対照表及び損益計算書

オ 申請する前日の直近3年間の法人事業税、法人県民税及び消費税に関し未納が無いことを示す証明書

カ 車両の賃貸及び販売に関して、直近2事業年度以上の営業実績を証する書類（契約書写しを含むこと）

5 入札の方法等 入札説明書による。

6 最低制限価格 設定しない

7 その他

(1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

(2) 代理人により入札する場合は、委任状（様式第2号）を入札時に提出すること。

(3) この一般競争入札に参加する者は、入札公告、入札説明書、入札保証金説明書及び契約条項を熟読の上、入札しなければならない。なお、定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）等法令例規による。

(4) 入札説明書等について疑義があるときは、第7号様式を使用し、次の各号により関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ア 質問の提出先 沖縄県北部福祉事務所生活保護班（沖縄県名護市大中2-13-2 電話0980-52-2549、FAX0980-52-7544）

イ 質問の提出方法 書面の持参又はFAXによる。なお、FAXによる場合は、必ず到着を電話で確認すること。

ウ 質問の期限 令和元年5月16日（木曜日）

エ 質問に対する回答の期限 令和元年5月20日（月曜日）